

改正

平成19年6月28日規則第56号

平成20年3月31日規則第39号

平成20年6月30日規則第70号

平成21年3月30日規則第50号

平成22年3月30日規則第25号

平成25年3月29日規則第27号

平成26年3月31日規則第22号

平成26年9月30日規則第57号

大和市日常生活用具給付等事業の実施に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項第6号に規定する日常生活上の便宜を供与する事業の実施に関して必要な事項を定め、日常生活を営むのに支障がある障がい者又は障がい児の福祉増進に資することを目的とする。

(事業)

第2条 市長は、日常生活上の便宜を供与する事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 日常生活用具給付事業（別表第1に規定する日常生活上の便宜を図るための用具（別に定める仕様を満たすものに限る。）を基準上限額（ただし、医師の診断があり、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。）の範囲内で給付する事業をいう。以下同じ。）
- (2) 住宅改修費助成事業（居宅生活動作補助用具（前号の用具を除く。）の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）を200,000円を基準上限額として給付する事業をいう。以下同じ。）

(対象者)

第3条 前条の事業（以下「用具給付事業」という。）の対象となる者（以下「対象者」という。）は、本市が法第19条第2項又は第3項の規定により介護給付費等の支給決定をする者のうち、次の各号に掲げる事業に応じ、当該各号に掲げるものとする。

- (1) 日常生活用具給付事業 別表第1に規定する日常生活用具給付事業の対象者

(2) 住宅改修費助成事業 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する下肢、体幹若しくは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能に限る。）のある身体障がい者若しくは身体障がい児であって、同表に規定する3級以上のもの又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって法第4条第1項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者等」という。）であり、かつ、下肢若しくは体幹の機能に障がいのあるもの（ただし、特殊便器への取替えについては、上肢の障害が2級以上の者又は難病患者等であって、上肢に障がいのあるもの）

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の事業の対象としないものとする。

(1) 対象者が介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による介護給付その他自立支援給付に相当する日常生活上の便宜の供与を受けられる場合

(2) 対象者及び対象者の属する世帯（第5条に規定する申請者が障がい児の保護者以外の場合については、世帯員は申請者及びその配偶者のみとする。以下同じ。）のうち最も所得の多い者の市町村民税所得割の額が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第43条の2第2項に規定する所得割の額を超える場合

3 前項第2号に規定する市町村民税所得割の額の算定については、法第76条第1項ただし書及び政令第43条の2の規定を準用する。

（住宅改修又は住宅改修費の対象の範囲）

第4条 住宅改修費の対象となる住宅改修の範囲は、対象者が現に居住する住宅について行われるもの（借家の場合は、家主の承諾を必要とする。）であり、かつ、身体、住宅の状況等を勘案して市長が必要と認める場合であって、次に掲げる居宅生活動作補助用具の購入又は改修に係る工事とする。

(1) 手すりの取付け

(2) 段差の解消

(3) 滑り防止、移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

(4) 引き戸等への扉の取替え

(5) 洋式便器等への便器の取替え

(6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

(申請)

第5条 用具給付事業を受けようとする障がい者又は障がい児の保護者(第7条において「申請者」という。)は、あらかじめ日常生活用具給付等申請書により市長に申請するものとする。

(調査)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付等調査票を作成の上、用具給付事業の提供の要否を決定しなければならない。

(支給決定)

第7条 市長は、前条の規定により、用具給付事業の提供を決定したときは日常生活用具給付等決定通知書により、用具給付事業の提供を却下したときは日常生活用具給付等却下通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により用具給付事業の提供を決定したときは、日常生活用具等給付券(以下「給付券」という。)を申請者に交付するものとする。

3 市長は、用具給付事業のうち排せつ管理支援用具については、申請者の手続の利便性を考慮し、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。この場合において、第9条に規定する費用の負担は、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額を基準とする。

(1) 別表第1に規定する排せつ管理支援用具の基準上限額(月額)の範囲内で2月分の額を給付券1枚に記載して2月ごとに交付すること。

(2) 申請1回につき、前号に規定する給付券を3枚まで一括交付すること。

(給付等)

第8条 前条第1項の規定により用具給付事業の提供の決定の通知を受けた者(以下「給付決定障がい者等」という。)は、用具納入業者(以下「業者」という。)に給付券を提出して用具給付事業を受けるものとする。

(費用の負担)

第9条 給付決定障がい者等は、当該用具給付事業に要する費用の一部を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により業者に直接支払う額(以下「自己負担額」という。)は、当該用具給付事業に要する費用の100分の10に相当する額とする。

3 用具を利用する者が障がい児の場合は、自己負担額は当該用具給付事業に要する費用の100分の5に相当する額とする。

4 前2項の規定にかかわらず、給付決定障がい者等が属する世帯が地方税法(昭和25年法律第226

号)の規定による市町村民税が非課税の世帯、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受ける世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定により支援給付を受ける世帯の場合は、自己負担額は免除する。

5 前3項の規定にかかわらず、別表第1の点字図書に係る自己負担額は、点字翻訳をする前の当該図書の購入価格相当額とする。

(業者への支払い)

第10条 市長は、業者から用具給付事業に係る費用の請求があったとき(第7条第2項の給付券を添付するものに限る。)は、当該用具給付事業に要した費用から前条の規定により給付決定障がい者等が業者に支払った額を控除した額を支払うものとする。

(禁止に関する事項)

第11条 給付決定障がい者等は、用具給付事業により給付を受けた当該用具をその目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(返還に関する事項)

第12条 市長は、虚偽その他不正な手段により用具給付事業を受けた者があるとき、又は用具給付事業を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具給付事業に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させることができる。

(給付の制限)

第13条 日常生活用具給付事業を受けた者は、別表第1に掲げる耐用年数に満たない期間において再度同一品目の用具を申請することはできない。ただし、災害その他本人の責によらない特別の事情により用具を亡失、毀損等した場合及び別表第1に規定する日常生活上の便宜を図るための用具の価格と前回の給付額との合計が基準上限額に満たない場合であって、市長が特に認めるときは、この限りでない。

2 住宅改修費助成事業は、基準上限額にかかわらず対象者1人につき1回のみの給付とする。

3 第1項の規定にかかわらず、点字図書の給付については対象者1人につき年間24冊を限度とする。ただし、辞書等一括して購入しなければならないものを除く。

(台帳の整備)

第14条 市長は、用具給付事業の状況を明確にするため、日常生活用具給付等台帳を整備するものとする。

(様式)

第15条 この規則で使用する様式は、別表第2に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に用具給付事業に相当する用具の給付を受けている者については、この規則による用具給付事業の給付を受けた者とみなし、第13条の規定による給付の制限を適用するものとする。

附 則 (平成19年規則第56号)

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第39号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第70号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年規則第50号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第25号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第27号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日規則第22号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日規則第57号)

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

別表第1 (第2条、第3条関係)

種目	品目	基準上限額	対象者	耐用年数
----	----	-------	-----	------

介 護・訓 練支 援用 具	特殊寝台	154,000円	下肢若しくは体幹の障がいがある者が2級以上の者 又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	8年
	特殊マット	19,600円	下肢若しくは体幹の障がいがある者が1級（常時介護を要する者に限る。）の者又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	5年
	特殊尿器	67,000円	下肢若しくは体幹の障がいがある者が1級（常時介護を要する者に限る。）の者又は難病患者等であって自力で排尿できないもの	5年
	入浴担架	82,400円	下肢又は体幹の障がいがある者が2級以上（入浴に家族等他人の介助を要する者に限る。）の者	5年
	体位変換器	15,000円	下肢若しくは体幹の障がいがある者が2級以上（下着交換等に家族等他人の介助を要する者に限る。）の者又は難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの	5年
	移動用リフト	159,000円	下肢若しくは体幹の障がいがある者が2級以上の者 又は難病患者等であって下肢若しくは体幹に障がいのあるもの	4年
	訓練椅子	33,100円	18歳未満の下肢又は体幹の障がいがある者が2級以上の者	5年
	訓練用ベッド	159,200円	18歳未満の下肢若しくは体幹の障がいがある者が2級以上の者又は難病患者等であって下肢若しくは体幹に障がいのあるもの	8年
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	90,000円	下肢若しくは体幹に障がいのある者又は難病患者等であって入浴に介助を必要とするもの	8年
	便器	9,850円	下肢若しくは体幹の障がいがある者が2級以上の者 又は難病患者等であって常時介助を要するもの	8年

			<u>もの</u>	
頭部保護帽	12,160円	平衡機能、下肢若しくは体幹に障がいのある身体障がい者、知的障がい児者として判定され障がいの程度が重度若しくは最重度であっててんかんの発作等があるもの又は精神障がい者であって発作等により転倒するもの		3年
つえ	4,200円	下肢又は体幹に障がいのある者		3年
移動・移乗支援用具	60,000円	下肢、体幹若しくは平衡機能に障がいのある者であって家庭内の移動等に介助を必要とするもの又は難病患者等で下肢が不自由なもの		8年
特殊便器	151,200円	上肢の障がいが2級以上の者又は難病患者等であって上肢に障がいのあるもの		8年
火災警報器	15,500円	障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）		8年
自動消火器	28,700円	障害等級2級以上の者又は難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯）		8年
電磁調理器	41,000円	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯）		6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000円	視覚障害2級以上の者		10年
聴覚障がい者用屋内信号装	87,400円	聴覚障害2級の者（聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）		10年

	置			
在宅療養等支援用具	透析液加温装置	51,500円	じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜かん流法（CAPD）による透析療法を行う者	5年
	ネブライザー（吸入器）	36,000円	呼吸器機能障害3級以上若しくは同程度の身体障がい者であって必要と認められるもの又は難病患者等であって呼吸機能に障がいのあるもの	5年
	電気式たん吸引器	56,400円	呼吸器機能障害3級以上若しくはこれと同程度の身体障がい者であって必要と認められるもの又は難病患者等であって呼吸機能に障がいのあるもの	5年
	酸素ボンベ運搬車	17,000円	医療保険における在宅酸素療法を行う者	10年
	盲人用体温計（音声式）	9,000円	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	5年
	盲人用体重計	18,000円	視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	58,800円	呼吸器機能障害3級以上若しくはこれと同程度の身体障がい者（診断書等により必要と認められる者）又は難病患者等であって呼吸管理上必要と認められるもの	5年
		157,500円	呼吸器機能障害3級以上若しくはこれと同程度の身体障がい者（診断書等により必要と認められる者）又は難病患者等であって人工呼吸器の装着が必要なもの	
情報・意識	携帯用会話補助装置	98,800円	音声機能若しくは言語機能に障がいのある者又は肢体不自由者であって発声及び発語	5年

思疎 通支 援用 具	置		<u>に著しい障がいのあるもの</u>		
	情報・通信	50,000円	<u>上肢機能障がい及び視覚障がいのある者</u>	5年	
	支援用具				
	点字ディスプレイ	383,500円	<u>視覚障がい者又は視覚障がい及び聴覚障がいのある者</u>	6年	
	点字器	標準型		<u>視覚障がいのある者</u>	標準型
			10,400円		7年
		携帯型			携帯型
			7,200円		5年
	点字タイプライター	63,100円	<u>視覚障害2級以上の者（本人が就労し、若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。）</u>	5年	
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	85,000円	<u>視覚障害2級以上の者</u>	6年	
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	99,800円	<u>視覚障害2級以上の者</u>	6年		
視覚障がい者用拡大読書器	198,000円	<u>視覚障がい者であって本装置により文字等を読むことが可能になるもの</u>	8年		
視覚障がい者用地デジ対応ラジオ	29,000円	<u>視覚障害者2級以上の者</u>	6年		
盲人用時	13,300円	<u>視覚障害2級以上の者</u>	10年		

	計			
	聴覚障がい者用通信装置	71,000円	聴覚障がい者又は発声及び発語に著しい障がいのある者であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置	88,900円	聴覚障がい者であってこの装置によりテレビの視聴が可能になるもの	6年
	人工咽頭	笛式 8,100円 電動式 70,100円	言語機能障がいのある者	5年
	点字図書	点字翻訳をした図書の価格から当該図書の購入価格相当額を控除した額で市長が認める範囲内の額	視覚障がい者のうち、主な情報入手手段を点字図書により得ているもの	
排せつ管理支援用具	ストーマ管装具（消化器系）	月額 8,858円	ぼうこう又は直腸の機能障害のある者	
	ストーマ管装具（尿路系）	月額 11,639円	ぼうこう又は直腸の機能障害のある者	
	紙おむつ	月額 12,000円	(1) ストーマの著しい変形若しくはストーマ周辺の著しい皮膚のびらんのためストーマ装具を装着できない者又は二分脊椎による排尿機能若しくは排便機能に障がいのある者	

		(2) 脳性麻ひ等脳原性運動機能の障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な者で、自力移動、座位保持、意思疎通又は介助定時排せつが困難なもの	
		(3) 最重度（IQ20以下）の知的障がいであることに起因する排せつ機能の障がいにより、紙おむつを常時必要とする小学校就学の始期以降の者であって、医師からの診断を受けたもの	
収尿器	男子用普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女子用普通型 8,500円 簡易型 5,900円	脊椎損傷等により排尿の調節が自由にできない者	1年

備考 この表中の障害等級は、身体障害者福祉法施行規則別表第5号の規定によるものとする。

別表第2（第15条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	日常生活用具給付等申請書	第5条
第2号様式	日常生活用具給付等調査票	第6条
第3号様式	日常生活用具給付等決定通知書	第7条
第4号様式	日常生活用具給付等却下通知書	第7条
第5号様式	日常生活用具等給付券	第7条
第6号様式	日常生活用具給付等台帳	第14条